

技管第 63 号
令和 2 (2020) 年 5 月 15 日

栃木県建設産業団体連合会 会長 様

栃木県県土整備部技術管理課長

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の解除に伴う工事及び業務の今後の対応について (参考送付)

このたび、令和 2 年 5 月 14 日に本県を含む 39 県の緊急事態宣言が解除されたところですが、宣言解除後の工事及び業務の対応につきましては、引き続き『新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事及び業務の今後の対応について』(令和 2 (2020) 年 4 月 10 日付け監第 62 号、技管第 31 号) により、工事及び業務の一時中止措置等や感染拡大防止対策について適切に対応いただくよう部内に通知しましたので、参考までに送付します。

また、『建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン (令和 2 年 5 月 14 日版)』がとりまとめられ、国土交通省より建設業者団体宛てに送付されておりますので、本ガイドラインを参考に受発注者双方において感染拡大防止対策の徹底をお願いします。

なお、県土整備部において、厚生労働省が作成している『職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト』を参考に、『工事現場における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止措置チェックリスト』を作成しましたので、感染拡大防止のための基本的な対策の実施状況の確認にご活用ください。

栃木県県土整備部技術管理課
技術調整担当 神山・須藤
TEL : 028-623-2421
FAX : 028-623-2392